

豚舎新設工事に伴う防疫対応

茨城牧場

H27.10～H28.4

概 要

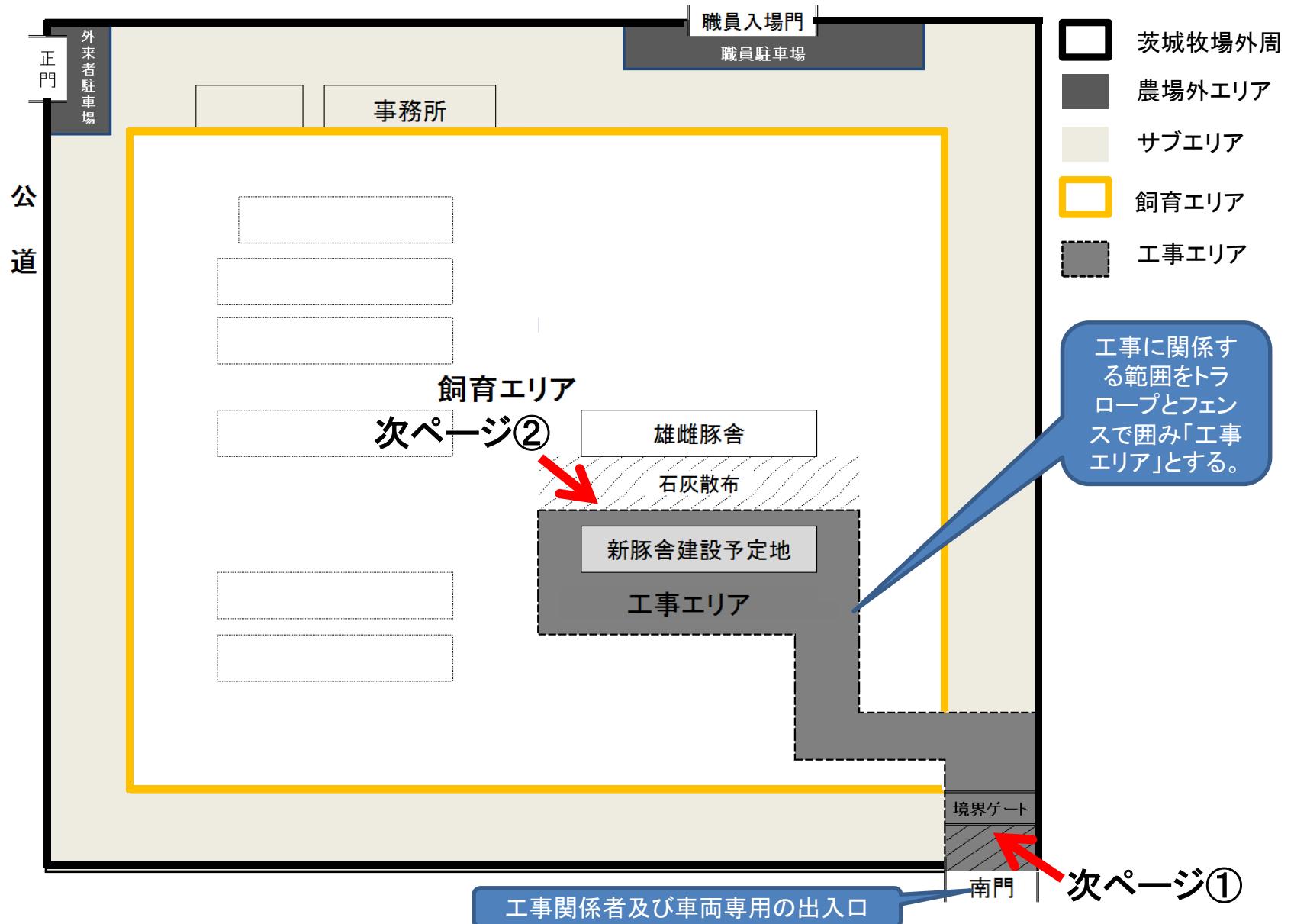
- ・既存の飼育エリアに新たな豚舎を建設。
- ・工事関係者が豚や豚飼養管理者に接触できないように工事エリアを区分。これに伴い、入場時の防疫規制を軽減。
- ・持込物品の消毒の徹底。
- ・工事終了後、工事エリアを消毒した後、飼育エリアに復帰。

工事エリアの明確化

- ・工事関係者及び車両専用の出入口を設置（南門）。
- ・南門から建設予定地まで、工事に関する範囲をトラロープとフェンスで囲み【工事エリア】に変更。
- ・工事エリアに隣接する雄雌豚舎の窓を閉め切るとともに、工事現場との間に石灰を散布。



茨城牧場における工事エリア概略図



エリア区分

①



②



境界ゲートを設置。
入場車両はここで消毒し、工事関
係者は左のプレハブ更衣棟で専用
の作業着、長靴に着替えた。

写真左が飼育エリア、右が工事エリア。
トラロープを設置し、エリア区分を明
確化。工事関係者によるフェンス設置
により、二重構造となっている。

工事関係者の入場について

- ・ 7日間豚や汚染の可能性のある養豚資材と接触していない等、当場の外来者入場に関する防疫規定を守ることを条件とした。
- ・ 全員、入場初日に当場職員が行う防疫説明会^{*1}に参加し、当場の防疫ルールを守る旨を記載した誓約書の記入を必須とした。
- ・ 2回目以降の来場時は防疫チェックシートの記入のみとすることで入場手続の簡素化を図ったが、引き続き当場の防疫ルールを遵守するよう求めた。

^{*1} 防疫説明会資料は別紙「新豚舎建設工事防疫説明」参照

工事関係者の入場手順

- ・防疫説明会への参加及び誓約書の記入(2回目以降は防疫チェックシートの記入のみ)。
- ・工事関係者専用の入口から入場することによりシャワー浴を省略。
- ・プレハブ更衣棟で場内専用の作業着と長靴に更衣・更靴し入場。
- ・貴重品や昼食などの物品はプレハブ更衣棟でアルコール消毒又は紫外線消毒の上、持ち込むよう指示。



紫外線ボックス

持込物品について

【持ち込める物品】

- ・ 7日間以上養豚場等に持ち込んでいないものかつ、持ち込み時に消毒を行ったもの。

【消毒】

- ・ 動力噴霧器、アルコール、紫外線ロッカーを境界ゲート手前に配置。
- ・ 入場車両についてはタイヤ周りを中心に、荷台を含めた車体全体及び運転室内を消毒。
- ・ 砂、碎石は出自を確認し、積載表面だけ消毒。

工事車両入場時の消毒について

- ・車両消毒用動力噴霧器と凍結防止のためのヒーター、タイマーをサイクルハウスに設置。
- ・車両は複合次亜塩素酸系消毒薬で消毒の上、入場。
- ・運転室内はハンドルやペダルを中心にアルコール消毒。



消毒用機材を設置したサイクルハウス



動力噴霧器による車両消毒

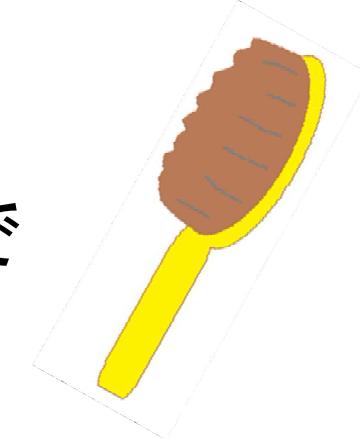
豚舎資材業者の持込物品について

豚舎資材を取り扱う業者については、他の養豚場で使用した物品を持ち込む可能性があることから、持込物品の消毒を強化した。

他の現場で使用した可能性のある工具や泥などの汚れがついたままのものは、洗浄・消毒を実施した。

豚舎資材業者の持込物品について

- ・汚れのあるものは水でブラシ洗い。
- ・工具類は複合次亜塩素酸系消毒薬で約5分浸漬・乾燥。
- ・水濡れ厳禁の物品（機械類）は無水アルコールで消毒。
→畜鶏舎用熱煙霧専用除菌剤で消毒。



豚舎資材業者の持込物品について



工事終了後の対応について

- ・豚舎外壁面、飼料タンクは複合次亜塩素酸系消毒薬で消毒。
- ・豚舎内は畜鶏舎用熱煙霧専用除菌剤で消毒。
- ・工事エリア地面は石灰を散布し消毒。

工事エリア→飼育エリアに復帰

工事終了後

- エリア変更後、新設豚舎へ豚を導入したが、半年以上が経過しても重大な疾病は発生せず、毎月実施している定期モニタリング*でもオーエスキ一病や豚繁殖呼吸障害症候群の侵入は確認されていない。
- このような防疫対策を実施することにより、新たに病気が持ち込まれるリスクを下げ豚舎の修繕・新設工事を行うことができる。

*当場では毎月定期モニタリングとして、血清によるオーエスキ一病(AD)と豚繁殖呼吸障害症候群(PPRS)のエライザ検査を実施している。